

諮問番号：諮問第 2 号

答申番号：答申第 2 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市西福祉事務所長が審査請求人に対して行った平成 28 年 6 月 1 日を変更時期とする保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。給与（就労に伴う収入）、子ども手当（児童手当）、児童扶養手当を収入とみなさないでほしい。生活保護費を毎月固定額にしてほしい。

② 審査庁の主張の要旨

本件処分は、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）並びに「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によって適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項に規定する法定受託事務であり、法令のほか、法定受託事務の処理基準として示されている次官通知、局長通知等に基づいて執行される。このため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及びこれらの通知に沿って適正に行われたかということにある。

本件処分において、処分庁は、審査請求人の世帯に係る平成 28 年 6 月分の最低生活費、収入充当額及び生活保護費の算定を、生活保護法に基づき厚生労働大臣が定める保護基準並びに次官通知及び局長通知に沿って適正に行っており、その点について違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 28 年 10 月 3 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同月 27 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、就労に伴う収入、児童手当及び児童扶養手当を収入とみなさないでほしい、生活保護費を毎月固定額にしてほしいとして、生活保護制度に対する主張をしているが、本件処分が法定受託事務であることを踏まえると、本件審査請求の争点は、審理員意見書にあるとおり、本件処分が法令及び法定受託事務の処理基準として示されている通知に沿って適正に行われたかということにならざるを得ない。

本件処分に当たり、処分庁は、就労に伴う収入、児童手当、児童扶養手当等を次官通知及び局長通知に沿って収入として認定している。また、処分庁は、審査請求人の世帯に係る平成 28 年 6 月分の最低生活費、収入充当額及び生活保護費を生活保護法に基づき厚生労働大臣が定める保護基準並びに次官通知及び局長通知に沿って算定している。加えて、本件処分に影響を与える事情もない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

第 6 付言

生活保護法は、保護の実施機関が保護の変更を決定した際、被保護者に決定の理由を付した書面をもって通知することを義務付けているところ、その趣旨は、保護の変更が

どのような理由で決定されたものであるかを被保護者に十分周知させることにある。

そこで、処分庁が審査請求人に対して保護の変更を決定する場合には、保護の変更が法令等の定めるところにより適正に決定されたものであることが審査請求人にも十分理解できるよう、保護変更通知書に付する決定の理由を分かりやすい記載とするなど、工夫をすることが望ましい。

福岡県行政不服審査会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子